

会費規程

洋上風力人材育成推進協議会

(目的)

第1条 この規程は、洋上風力人材育成推進協議会規約第16条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会員の会費は、次に定める通りとする。

年 300,000 円

2 会員が年度途中に入会又は退会した場合であっても、入会又は退会年度の年会費は全額を支払うものとする。

(会費の納入)

第3条 会員の会費は、年度初に一括納入することを原則とする。

(附則)

1 本規程は、2024年度から実施する。

2 2024年度の会費の支払いについては、第3条の規定にかかわらず、別途運営委員会が定める時期までに納入するものとする。